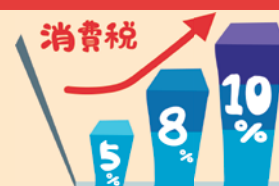


謹んで新春の祝詞を申し上げます。

皆様のご健勝とご多幸をお祈り致します
 本年も相変わらぬご支援の程お願い致します
 二〇一九年 元旦



10月消費増税へ対策厚く



■2019年度税制改正大綱のポイント■

家計	自動車関連税	購入時に支払う燃費課税を1年限定で1%引き下げ	↓
	住宅ローン	増税後に購入して登録した車を対象に保有者が毎年支払う自動車税を最大4500円引き下げ	↓
		エコカー減税・グリーン化特例の対象車種を絞り込み	↑
	教育	減税期間を10年から13年に延長	↓
企業	未婚のひとり親	子や孫への教育資金贈与に対する非課税措置で、子・孫に年収1000万円までの所得資源。用途も制限	↑
	企業間研究	住民税に減税措置（寡婦控除）を適用	↓
	中小企業	大企業同士の委託研究の費用の一部を法人税額から控除できる仕組みを新設	↓
		個人事業主の事業承継税制の創設。土地や建物、設備にかかる贈与税など支払を猶予	↓
	新興企業	地方の中小企業に対する設備投資減税を2年延期	↓
共同研究や委託研究にかかる費用の控除割合を24%に引き上げ		↓	
		研究開発税制の法人税の控除上限を40%に引き上げ	↓

2019年度与党税制改正大綱が決まりました。2019年10月の消費税の税率10%引き上げに伴う反動減対策を重視し、車と住宅の減税措置が拡充されました。消費税増税後の単年度ベースで車と住宅あわせて1,670億円の減税となります。

気になるトピックス

■教育資金贈与
 子や孫に教育資金を援助するとかかる贈与税の非課税措置が延長されます。ただ、非課税措置の対象は絞られ、趣味の習い事について23歳から30歳未満の子や孫は対象外となります。

■事業承継
 個人事業主による事業承継をしやすくなります。子供など後継者が事業を引き継ぐ際に土地や建物にかかる贈与税などの支払いを猶予する新たな税優遇制度が設けられます。

■住宅ローン全芸
 控除期間を3年延長し、最大で消費税増税分還元されます。減税の対象となるのは2019年10月から2020年末の間に契約し入居するケースです。住宅購入の支援策としては、一定額以下の収入の人に一時金を渡す「すまい給付金」も拡充されます。消費増税による購入者の負担を緩和するために創設された制度です。ほかに省エネ・耐震性能が高い住宅の新築・改築時に商品券などに交換できるポイントを付与する制度も導入されます。

参考：2018年12月15日 日本経済新聞、静岡新聞



風邪やインフル予防に取りたい栄養素は？

①ビタミンA ②ビタミンC ③ビタミンD



答え：③ビタミンD

感染症にかからないためには、日ごろから免疫力を高めることが重要です。ビタミンDは「カテリジン」という抗ウイルス作用のあるたんぱく質を誘導し、免疫力を高めるそうです。ビタミンDを多く含むのは、イワシやサケなどの魚やマイタケなどのキノコ類です。日光に当たると体内でも生成されます。

晴れた日に手袋をしないで屋外で15分程度過ごすだけでも効果があるそうです。

②ビタミンCと答えた方も多くいらっしゃったと思いますが、とても疲れている時や運動量が多い人には効果があるが、普段から撮るならビタミンDだそうです。



医師が実践する風邪・インフルエンザ対策

- ・ドアノブはなるべく指で触らず手首を使う
- ・緑茶を飲む
- ・電話やパソコンのキーボードなどを消毒
- ・家族とバスタオルは分けて、洗面所の手ふきはペーパータオルに
- ・休日でもマスクは外出ごとに取り換え、1日4枚以上使う
- ・風邪の初期には5分だけプールに行き免疫カアップ



風邪の予防には水よりうがい薬が良い？

①はい ②いいえ

答え：②いいえ

うがい薬には殺菌・消毒効果があります。風邪の予防には水うがい、風邪をひいたらうがい薬、と使い分けると良いとのこと。



しずおかFPサービス column

名古屋国税局から昨年の12月13日付で「平成29事務年度における相続税の調査等の状況について」統計資料が発表されました。

これは平成29年(2017年)度の愛知、岐阜、静岡、三重の2017年度の相続税の課税状況を取りまとめた資料です。この資料を見ると、実地調査件数と申告漏れなどの間違いがあった件数の両方が少しだけ増えていることがわかります。

項目	平成29年度	平成28年度
実地調査件数	1,895	1,886
非違件数	1,636	1,595
非違割合	86.3%	84.6%

※名古屋国税局
「平成29事務年度における
相続税の調査等の状況について」
(2018)より

そのほかに特徴的なのは平成29年度の申告漏れ課税価格が646億円と前年度に比べて212億円も増加していることです。特に多かったのが有価証券についての申告漏れで前年から128億円増となっています。

近年の株高の影響を受けたものと考えられます。

株式などの金融商品をお持ちの方は、相続税の試算を行うことをおすすめします。

KONOIKE Co. 株式会社

KONOIKE は、お客様と社員が「夢」と「誇り」と「喜び」を
共創できる素晴らしい会社を目指します。

<input type="checkbox"/> 本社	〒430-0946	浜松市中区元城町216-11	TEL: (053) 455-0661 (代)	FAX: (053) 452-1930
<input type="checkbox"/> 本店営業部	〒430-0946	浜松市中区元城町216-11	TEL: (053) 454-3723 (代)	FAX: (053) 454-9584
<input type="checkbox"/> 静岡支店・特建部	〒422-8036	静岡市駿河区敷地1丁目5-15	TEL: (054) 269-5102 (代)	FAX: (054) 269-5103
<input type="checkbox"/> 掛川支店	〒437-0039	袋井市・愛野東2丁目9-2	TEL: (0538) 45-0054 (代)	FAX: (0538) 43-7788
<input type="checkbox"/> リニューアル部	〒430-0946	浜松市中区元城町216-11	TEL: (053) 455-1311 (代)	FAX: (053) 455-1312

<http://www.konoike-cons.co.jp/>